

- (9) 本協会認定のジュニアジャパン強化選手のユニフォームは、氏名を明記すること。
- 2 本協会主催並びに共催の競技会でのユニフォームには、別表備考欄の記載項目を明示すること。
  - 3 各連盟及び各地区連合の競技会でのユニフォームには、それぞれの規定に従い、必要項目を明示すること。
  - 4 本協会ワッペンは、ユニフォームの左胸につけること。

(識別表示等)

第4条 商業上の識別表示については、同条第3項、第4項、第5項及び第6項によるものの他は、当該ユニフォームの製造メーカーのものに限るものとする。

- 2 前条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号ユニフォームには、所属連盟の都道府県シンボルマーク、標章及びマスコットキャラクターまたは所属支部、クラブ、実業団登録企業または団体、学生連合加盟校及び高等学校登録校の市区町村シンボルマーク、標章及びマスコットキャラクターをユニフォームへ表示することができる。その表示は1箇所とし、大きさは100平方センチメートル以内とする。また、着脱不可能な状態とし、表示にあたり第5条第2項第1号に基づき事前の申請を行うこと。
- 3 前条第1項第4号ユニフォームには、その実業団登録企業または団体の識別表示を表示することができる。その表示は1箇所とし、大きさは100平方センチメートル以内とする。また、着脱不可能な状態とし、表示にあたり所属連盟及び本協会への申請は不要とする。
- 4 前条第1項第1号、第2号、第3号及び第7号ユニフォームには、競技者（個人普通会員を除く）の勤務先名または勤務先識別表示を貼付することができる。その表示は1箇所とし、大きさは100平方センチメートル以内とする。また、着脱可能な状態（縫い付け等不可）とし、貼付にあたり第5条第2項第2号に基づく事前の申請を行うこと。本協会主催並びに共催の競技会での貼付は別表のとおりとし、各連盟及び各地区連合の競技会ではそれぞれの規定による。ただし、公的機関と関係する大会は除く。
- 5 前条第1項第1号、第2号、第3号及び第7号ユニフォームには、競技者（個人普通会員を除く）の所属する連盟、支部、クラブへの協賛企業もしくは協賛団体の識別表示を貼付することができる。1つの協賛企業もしくは協賛団体につき1箇所とし、その大きさは100平方センチメートル以内とする。また、着脱可能な状態（縫い付け等不可）とし、貼付にあたり第5条第2項第3号に基づく事前の申請を行うこと。本協会主催並びに共催の競技会での貼付は別表のとおりとし、各連盟及び各地区連合の競技会ではそれぞれの規定による。ただし、公的機関と関係する大会は除く。
- 6 本協会は、本協会あるいは本協会主催並びに共催の競技会への協賛企業もしくは協賛団体の識別表示を競技者のユニフォームへ貼付するよう指示することができる。競技者は指示に従う義務を負う。

(申請)

第5条 ユニフォームを新たに作成し、競技会で着用するには、次の各号のとおり事前にユニフォームの登録申請を行うこと。

- (1) 第3条第1項第1号及び第7号ユニフォームを作成するには、別に定める様式により、着用開始1ヶ月前までに本協会へ事前に登録申請を行うこと。
- (2) 第3条第1項第2号、第3号、第4号及び第6号ユニフォームを作成するには、所属連盟へ事前に登録申請を行うこと。なお、第4号ユニフォームは、該当ユニフォームの実業団登録企業または団体の着用許可を得ること。第6号ユニフォー